

琴陵中学校部活動規定

令和2年4月1日施行

第1章 目的と意義

第1条 (目的)

- 1 学年を超えた仲間づくりやコミュニケーション能力の育成、規範行動の習得などを通して社会性、人間性の育成を図る。
- 2 趣味や教養を養い、心身を鍛えると共に生活における自主性を身に付ける。

第2条 (意義)

スポーツや文化活動等に興味と関心を持つ生徒が、共通の目的に向かって努力し、より高い水準の技能や記録等に挑戦したり、仲間と協力し合い友情を深めたりすることを円滑に進めることができるようになる。

第2章 入退部

第3条 (入部)

- 1 入部にあたっては、趣味・適正・能力・進路・体力等を考えて生徒が自主的に選ぶ。
- 2 部活動は教育課程外の活動のため、希望者だけが入部することとなる。
- 3 学校教育活動の一環として、スポーツ等に興味、関心を持つ同好の生徒が、顧問の指導の下に自発的・自主的に行うものである。

第4条 (入部届)

入部を希望する場合は、所定の用紙(入部届け)に保護者が同意の押印し、学級担任へ提出する。学級担任は、各部の顧問へ提出する。届け出の期間は別に設定する。

第5条 (退部)

退部にあたっては、第3条に照らし自分の意志等にそぐわないなど、今後活動が続けられない状況となった時には、保護者や担任等と相談の上、退部できる。

第6条 (退部届)

退部する場合は、所定の用紙(退部届け)に保護者が同意の押印し、学級担任へ提出する。学級担任は、各部の顧問へ提出する。届け出は随時できる。

第3章 施設等

第7条 (清掃等)

- 1 活動場所等の施設使用については、管理責任者の指示のもと顧問が責任を負う。

2 活動場所や部室は常に清潔に保ち、定期的に清掃を行う。

第8条 (施錠等)

鍵の持ち出しは、必ず顧問の許可を得る。活動終了後に施錠し、鍵は所定の場所に返却し、顧問が確認し管理責任を負う。

第9条 (使用等)

部活動以外の目的で施設や部室を使用してはいけない。

第4章 活動と休養

第10条 (活動方針)

姫路市立琴陵中学校部活動に係る活動方針(別紙)の基本事項の①運営に関する事②活動に関する事③活動時間に関する事を遵守し、評価と改善を行う。

第11条 (活動内容)

部の目標を掲げ、目的や意義が部員相互に伝わるように工夫すること。

第12条 (ノー部活デー)

兵庫県、姫路市の教育委員会と中体連の申し合わせ事項により、遵守すること。
平日月曜日、第2,4日曜日、第1,3は土曜日、日曜日のいずれかを休養日とする。
さらに、生徒が家庭や地域で過ごす機会を確保できるよう、長期休業日にはまとまった休養期間(オフシーズン)を設ける。

第13条 (活動時間)

- 1 平日2時間、休日3時間程度とする。
- 2 部活動での完全下校時刻は、下表に定める。

4月～9月	午後6時30分
10月	午後6時00分
11月～1月	午後5時15分
2～3月	午後6時00分
長期休業中	午後5時00分

※日の入り時刻に応じて変更する場合がある。

- 3 完全下校とは、下校準備ができたうえで、校門を通過する時間をいう。
- 4 活動終了後はすみやかに帰宅する。
- 5 朝練習は午前7時30分から8時00分までとする。

- 6 定期考査期間の1週間前より、活動を行わない。
ただし中体連及び協会主催の公式大会、コンクール等の練習の参加については、保護者の了承を得て部活動許可願を提出し、管理職の承諾を得て1時間程度活動できる。

第14条 (校外での活動)

- 1 対外試合等に自転車で行くときは、必ずヘルメットを着用し交通法規を守る。
- 2 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(平成27年度10月1日施行)による自転車保険への加入義務化により、保護者は保険加入を行う。
- 3 公共の交通機関を利用すること。または、貸切したバス、タクシーを利用する。

第5章 創部・廃部

第15条 (創廃部)

- 1 創廃部については「部活動方針検討委員会」で協議を行い、学校長が決定する。
- 2 原則として2、3年生の活動は認める。

第17条 (創部)

- 1 申し出は、第1条～第3条に照らした上で、学校長に申し出ること。
- 2 決定については、以下の条件をすべて満たすこととする。
 - ① 顧問(指導者)が確保できること。(職員全体の負担が大きくないこと。)
 - ② 継続性がある(中・長期的に入部生徒数の見通し)
 - ③ 練習場所がある
 - ④ 安全に活動できる
 - ⑤ 生徒会からの予算執行に影響が少ないこと

第18条 (廃部)

- 1 顧問が転退職や少子化等により、部の存続が不可能と予測されること。
- 2 決定については、以下の条件を考慮する。
 - ① 活動生徒が少なく、入部希望者の見込みがない
 - ② 指導者及び顧問が確保できない
 - ③ 安全な活動が見込めない
- 3 現に部在籍し活動をしている生徒は、引退するまで現有の教職員を補てんし、顧問を受け持ち、活動できるがその後は休部とする。

第6章 (部活動方針検討委員会)

第19条 (組織)

- 1 本規定は、スポーツ庁運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン、中

体連の規定等に準じて、本校の実態に合わせ「部活動方針検討委員会」を設置し、『琴陵中学校部活動に係る活動方針』を策定し運用する。

- 2 組織は、学校長、教頭、部活動総括担当者、養護教諭、学年代表を充てる。
- 3 必要な場合は、PTA等の役職者を学校長が指名し、加えることができる。
- 4 外部指導員については、法整備により配置された時、顧問に準ずる。